

○神戸学院大学教育後援会会則

昭和45年4月13日

制定

改正 昭和50年4月11日

昭和51年4月10日

昭和52年4月9日

昭和53年4月10日

昭和62年4月1日

1990年4月1日

1993年4月1日

1998年4月1日

2006年4月1日

2007年7月8日

2010年4月1日

2012年4月1日

2014年4月1日

2015年5月17日

2016年5月22日

2018年5月20日

2019年5月26日

第1条 本会は、神戸学院大学教育後援会と称し、本部を神戸学院大学内に置く。

第2条 本会は、神戸学院大学の教育活動の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育上必要な家庭との連絡
- (2) 学生の厚生並びに課外活動に対する援助
- (3) その他必要なこと

第4条 本会は、正会員と賛助会員から成る。

第5条 正会員は、次の者とする。

- (1) 本学の学部 に在学する者のすべての父母、あるいはそれに代わる保証人

第6条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者で、役員会が承認した者とする。

第7条 役員会は、第8条の(1)から(7)までの役員で構成する。

第8条 本会の役員及びその選出方法は、次のとおりである。

(1) 会長 1名

役員会で本条第4号に基づく委員の中から選出する。

(2) 副会長 3名

選出方法は前号と同じ。

(3) 監査 2名

選出方法は前号と同じ。

(4) 委員 若干名

① 第16条の規定に基づく各支部より1名(会長、副会長、監査を除く)

② 第5条の正会員から会長が委嘱する。

(5) 幹事 若干名

学生支援センター所長、キャリアセンター所長、教務センター所長、学生委員会から

選出された委員、学生支援センター事務部長

(6) 会計 1名

経理事務グループ長

(7) 名誉顧問

学長、各学部長、大学事務局長

第9条 役員の任務は、次のとおりである。

(1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。

(3) 監査 本会の会計並びに収支決算を監査する。

(4) 委員 本会運営の評議に当る。

(5) 幹事 会務を処理する。なお役員会の評議に加わるが表決権はない。

(6) 会計 本会の会計事務を掌る。

(7) 名誉顧問 会長の諮問に答え、あるいは助言を与える。

第10条 役員の任期は、1か年とする。ただし、再選は妨げない。

第11条 本会は毎年1回総会を開く。なお会長が必要と認めたとき、又は役員会の決議により、臨時総会を開くことができる。

第12条 会長は必要に応じ、役員会を招集する。

第13条 入会金及び年会費の金額、並びに納入方法は、次の通りとする。

(1) 正会員の入会金は、5,000円とする。

- (2) 正会員の年会費は、5,000円とする。
- (3) 賛助会員は、年額1口10,000円以上とし、本会に納入する。
- (4) 正会員の入会金は、入学時納入金(入学金等)とともに納入しなければならない。
- (5) 正会員の年会費は、毎学年度始めの学費とともに納入しなければならない。
- (6) 既に納付された入会金及び年会費は、返還しない。

第14条 本会は有志の寄付を受けることができる。

第15条 本会の収支予算及び決算は、総会において承認を受けるものとする。

第16条 本会は都道府県に支部を置くことができる。

第17条 各支部は本会則に準じて活動する。ただし、必要に応じて会員、役員並びに会費等について特別の会則を設けることができる。

第18条 本会則は総会の決議により、変更することができる。

附 則

この会則は、昭和45年4月13日から施行する。

附 則(昭和50年4月11日)

この会則は、昭和50年4月11日から施行する。

附 則(昭和51年4月10日)

この会則は、昭和51年4月10日から施行する。

附 則(昭和52年4月9日)

この会則は、昭和52年4月9日から施行する。

附 則(昭和53年4月10日)

この会則は、昭和53年4月10日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(1990年4月1日)

この会則は、1990年4月1日から施行する。

附 則(1993年4月1日)

この会則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1998年4月1日)

この会則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(2006年4月1日)

この会則は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2007年7月8日)

この会則は、2007年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2010年4月1日)

この会則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2012年4月1日)

この会則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この会則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年5月17日)

この会則は、2015年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第8条(4)①については2016年4月1日から適用する。

附 則(2016年5月22日)

この会則は、2016年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2018年5月20日)

この会則は、2018年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2019年5月26日)

この会則は、2019年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。